

小城市配偶者からの暴力 (DV) の防止及び被害者支援基本計画 実施状況 (平成26年度)

資料 5-2

目標	施策	基本事業	事務事業名	平成26年度 実績 (該当する事業の取り組み状況)
DVのない社会の実現	I DVを許さない意識づくりの推進	1. DV防止に向けた意識啓発	① DV防止のための広報・啓発活動の推進と情報提供	・市報4月5日号に「小城市配偶者等からの暴力 (DV) の防止及び被害者支援基本計画」策定の記事を掲載。 ・DV防止のチラシ、リーフレットを各窓口等に配布。
			② 暴力を予防・防止するための早期からの教育・啓発	・9月19日、「DV防止啓発事業」を小城市男女共同参画ネットワークに委託して開催。 対象:三日月中学校3年生。参加者:生徒160名 他教諭。 市報11月号へ開催記事を掲載。 ・「子どもの暴力防止プログラム」を一般社団法人さが子どもにやさしいまちづくりセンターに委託して実施。 市内小学校4校:20回 対象:教職員、保護者、子ども等 ・お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を日頃の保育の中で指導している ・人権教育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう指導している。
			③ 女性に対する暴力をなくす運動期間の周知	・市報11月号に「女性に対する暴力をなくす運動期間」の記事を掲載。 ・11月、市役所ロビーに児童虐待防止推進月間 (11月)と、「女性に対する暴力の防止運動期間 (11月12日～25日)」の啓発活動として、市役所1階のロビーに「オレンジリボン」と「パープルリボン」のツリーを設置。 ・市報1月号に「オレンジリボン」と「パープルリボン」のツリー設置の記事を掲載。
	II 安心して相談できる相談体制の整備	1. DV被害者支援にかかわる相談体制の強化	① 相談窓口の周知	・市報4月号・11月号に「DV相談窓口」の記事を掲載。 ・市ホームページへDV相談窓口の記事を掲載。(通年) ・公共施設トイレへDV相談窓口記載のリーフレット設置。(通年) ・市報9月号に「女性・男性のための総合相談窓口」の記事を掲載。
			② 庁内相談担当部署間の連携強化・ワンストップ化の推進	・被害者の安全確保と精神的負担を軽減するため、相談室等一箇所で相談や手続きができるようにワンストップサービスを実施。
			③ 被害者の特性に応じた相談体制の確立	・被害者それぞれの特性を考慮しながら、関係部署や関係機関と連携した相談体制を整備している。 ・高齢者、障がい者という被害者の特性を十分考慮しながら、様々な関係機関との連携を深め、チームで支援を行う体制を取っている
			④ 継続的な相談体制の整備	・被害者の自立に向けた切れ目のない支援ができるよう関係機関等との連携に努めている。
		2. 女性(母子)にかかわる相談機能の充実	① 相談担当者等の資質向上	・4月30日、8月27日「DV被害者支援市町連携会議」へ出席。 ・5月1日、5月2日、6月27日、9月24日、2月27日「DV関係機関相談員向け研修」、その他研修へ出席。
			② 市職員の意識向上	・5月16日、「配偶者等への暴力 (DV) 被害者支援 職員研修会」の開催。 対象:平成25年度、平成26年度採用職員及びDV支援関係業務に携わる職員。 参加者:45名。

目標	施策	基本事業	事務事業名	平成26年度 実績 (該当する事業の取り組み状況)
		3. 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立	① 被害者の負担を軽減するため 庁内相談共通シート等の活用	・相談の際は、庁内相談共通シートを使用している。
			② 苦情への対応	・相談等について、苦情が寄せられた場合は、迅速かつ適切な対応を行う。 ＊苦情なし
	Ⅲ DV被害者の安全確保と自立支援	1. DV被害者の安全確保のための支援体制の整備	① 被害者及び同伴する児童の 安全確保のための支援	・被害者及び同伴する児童等の保護が緊急に必要な場合、配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関と連携しながらの支援。
			② 住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底等、制度の適切な運用	・小城市住民6件、小城市住民以外22件 住民基本台帳閲覧等の制限をしている。 ・DV支援措置対応システムでの各種帳票発行制限と宛名管理システムに住所取扱注意の表示をしている。
		2. DV被害者の自立に向けた支援の充実	① 被害者支援のためのケース検討会議等の開催	・被害者支援のため必要に応じて、ケース検討会議を開催。
			② 就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供	・母子・父子自立支援員により、各種支援の情報提供。
			③ 市営住宅への優先入居等の被害者支援	・県内の状況を調査。現在は、空家がないため優先入居の対応ができない。 DVによる優先入居の相談は特になかった。
			④ 生活再建へ向けた支援	・母子・父子自立支援員により、被害者の今後の自立に向けた相談支援。
			⑤ 被害者及び同伴する児童への支援体制の整備	・被害相談があった母子に対して、社会福祉課及び市民課と連携し健診や予防接種等が適切に受けられるよう支援した。実績2件。 ・教育・保育施設の優先的利用を行ない就労等自立への支援を行なう。 ・児童が円滑に就学できるように受入体制の整備を行なう。
			⑥ 被害者及び同伴する児童に対する継続的な精神的・心理的支援	・妊産婦の被害者等に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう各関係課等と連携した支援。 ・学校、児童相談所と連携を取りながら継続的なカウンセリング・相談体制を整備し支援を行なう。

目標	施策	基本事業	事務事業名	平成26年度 実績 (該当する事業の取り組み状況)
	IV 関係機関の連携・協力	1. あらゆる暴力の早期発見と防止対策	① 児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会の開催	・5月19日代表者会議、10月8日・3月17日実務者会議を開催。
			② 各種相談・健診での早期発見	・養育支援訪問ケース会議を毎月開催し、養育能力が低下している家庭等の情報交換と今後の支援についての協議を行っている。 ・養育支援訪問ケース会議を毎月開催し、養育能力が低下している家庭等の情報交換と今後の支援についての協議を行い、その支援体制等協議を行った。 ・日常の観察を通して早期発見に努め予防体制の整備を行なっている。
		2. 関係機関、団体等との連携の推進	① 被害者支援にかかわる機関との連携	・4月30日・8月27日、「DV被害者支援市町連携会議」へ出席。 ・10月17日、小城警察署犯罪被害者支援ネットワーク会議・小城多久地区市民相談者相互支援ネットワーク会議へ出席。
			② 民間のDV被害者支援団体等との連携・協働	・民間のDV被害者支援団体等の情報の情報収集。

